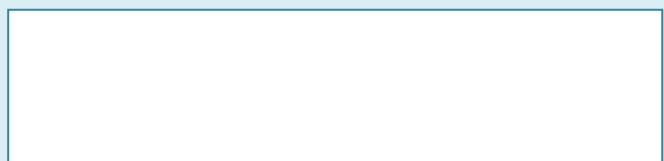


# 資金繰りに お悩みの皆様へ

## 令和6年能登半島地震に係る 資金繰り支援のご案内

- ✓ 災害復旧貸付の実施  
加えて、利率を0.9%引き下げる特別措置
- ✓ セーフティネット保証4号  
一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証
- ✓ 災害関係保証  
さらに、別枠の限度額で融資額100%を保証

詳しくは裏面



# 日本政策金融公庫による制度

## 災害復旧貸付

- \* 制度概要 : 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金を融資する制度
- \* 対象者 : 令和6年能登半島地震によって直接被害を受けた被災4県の中小企業者、または直接被害を受けた方の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者  
※ 停電等による在庫品被害も含む。
- \* 利率 : (国民事業)1.20% (中小事業) 1.20%  
※ 令和6年1月4日現在、貸付期間5年の場合
- \* 融資上限:(国民事業)各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円  
(中小事業)別枠1億5千万円
- \* 貸付期間:(国民事業)10年以内 据置期間2年以内 (一般貸付を適用した場合)  
(中小事業)設備資金15年以内 運転資金10年以内 据置期間2年以内
- **災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者**  
貸付後3年間、貸付額のうち1千万円を上限に、上記の利率から0.9%引き下げる特別措置を実施。  
※ 市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明が必要

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)

## 信用保証協会による制度

### セーフティネット保証4号

- \* 制度概要 : 自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠で借入金の100%を保証する制度
- \* 対象者 : 災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接または間接被害があり、売上等が減少している中小企業者
- \* 要件 : 市町村が発行する認定書 (売上高が20%以上減少)
- \* 制度詳細 : 融資上限2.8億円 (うち無担保8,000万円)、保証割合100%、保証料率 (石川県0.8%、新潟県0.8%、富山県0.8%、福井県0.8%)  
※ 一般枠と別枠であり、合わせると5.6億円 (うち無担保1.6億円)

### 災害関係保証

- \* 制度概要 : 激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入金の100%を保証する制度
- \* 対象者 : 災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者
- \* 要件 : 罹災証明書等
- \* 制度詳細 : 融資上限2.8億円 (うち無担保8,000万円)、保証割合100%、保証料率 (石川県0.7%、新潟県0.8%、富山県0.8%、福井県0.8%)  
※ 一般、セーフティネット枠と別枠であり、合わせると8.4億円 (うち無担保2.4億円)

(お問い合わせ先) お取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせ下さい。